

# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

## Topic-1

### 新型肺炎拡大防止期間の知財関連対策について (Page2)

新型肺炎拡大の防止対応に応じて、出願人や権利者の権益を情勢の影響から守るために、中国国家知識産権局と商標局は相次ぎに対策を打ち出した。

## Topic-2

### CNIPA からの特許証の電子化と電子印鑑について (349 号公告) (Page6)

2020 年 2 月 4 日、国家知識産権局 (CNIPA) は特許証の電子化について、第 349 号公告を公布した (公告作成日: 2020 年 1 月 23 日)。

## Topic-3

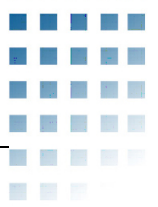
### ブリーフニュース (Page7)

- 1) ハーグ協定への加入に向け、中国関連部門の法的手続きが進行中
- 2) 知財強国戦略要綱制定の専門家意見委員会が第三回全体会合を開催
- 3) 「視聴覚的実演に関する北京条約」が本年 4 月に発効する見込み

## Topic-4

### 路浩ニュース (Page9)

北京路浩知識産権グループは武漢に物資支援をしています！



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-1

### 新型コロナウイルス拡大防止期間の知財関連対策について

#### 一、国家知識産権局

##### 1、350号公告

1月28日、国家知識産権局（CNIPA）は、新型コロナウイルス拡大の状況下における知財に関する期限について、第350号公告の公布によって関連説明をした。

内容として、1) 専利に関する期限、2) 商標に関する期限、3) 集積回路配置の期限、4) その他、となる。以下は1)、2)、3) について詳しく説明する。

##### 1) 専利に関する期限

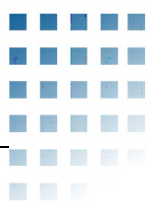
当事者は新型コロナウイルスの影響により、専利法や専利法実施細則が規定する期限、またはCNIPAが指定した期限に間に合わず、その結果、権利を喪失する者は、専利法実施細則第六条第一項の規定を適用する。

つまり、当事者は障害が取り除かれた日より起算して2ヶ月以内に、遅くとも期限の満了日より起算して2年以内に、権利回復を請求することが出来る。

権利回復を請求する者は、請求費用を支払う必要はないが、権利回復の申請書を提出し、理由を説明し、必要な証明書類を添付しなければならない。また、同時に権利喪失前に行うべき手続きと同様な手続きを行わなければならない。

##### 2) 商標に関する期限

当事者は新型コロナウイルスの影響により、商標法、商標法実施細則が規定する期限、またはCNIPAが指定した期限に間に合わず、その結果、商標関連手続きを正常に行えない者は、関連する期限の計算について、障害が発生した日から一時中止し、障害が取り除かれた日から期限の計算を再開する。ただし、別途規定のある場合は除く。



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

また、新型コロナウイルスによる障害で商標権の権利行使ができず、その結果、その商標権の権利を喪失するものは、その障害が取り除かれた日より起算して2ヶ月以内に、書面申請によって、理由を説明し、必要な証明書類を添付し、権利回復を請求することができる。

### 3) 集積回路配置の期限

当事者は新型コロナウイルスの影響により、集積回路配置保護条例およびその実施細則が規定する期限、またはCNIPAが指定した期限に間に合わず、その結果、権利を喪失する者は、その実施細則第九条第一項の規定を適用する。

つまり、当事者は障害が取り除かれた日より起算して2ヶ月以内に、遅くとも期限の満了日より起算して2年以内に、権利回復を請求することが出来る。

権利回復を請求する者は、請求費用を支払う必要はないが、権利回復の申請書を提出し、理由を説明し、必要な証明書類を添付しなければならない。また、同時に権利喪失前に行うべき手続きと同様な手続きを行わなければならない。

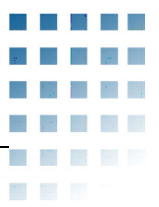
## 2、350号公告に関するQ&A (CNIPA)

### 1) 350号公告に関連する権利回復請求手続きの手順：

- 権利回復請求書に関連情報を記入して提出する。  
請求の理由は「不可抗力の事由」欄にチェックを入れて且つ理由を説明する。例えば、「当事者は感染または隔離された」或いは「当事者の所在地域で交通制限、または流通制限があった」など。
- 関連証明資料を準備する。
- 手続きを行う。

### 2) 認められる証明資料について

- 当事者の所在地方政府により出した証明、公告など；
- 当事者が感染された、或いは隔離された証明資料；
- 同類案件が複数件ある場合、証明資料を一部のみで提出してよいとする。



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

3) 権利回復請求を適用できるケース案件は、当事者が関連期限の遅滞の原因で権利を喪失した場合、専利法実施細則第6条の規定によって権利回復を請求することができる。ただし、下記の「専利法」に関する各規定に該当する場合は**対象外**となる。

- 「専利法」24条の「新規性喪失の例外期限」；
- 「専利法」29条の「優先権の期限」；
- 「専利法」42条の「特許権の保護期限」；
- 「専利法」68条の「侵害訴訟の期限」；

4) 各地公告の営業再開日の相違による期限超過について：

当事者の所在地方政府が公告した営業再開日は、国務院が公告した再開日より遅く、当事者は関連期限の超過によって権利を喪失した場合、規定期間内に権利回復請求の手続きを行えばよいとする。

## 二、商標局

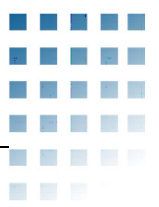
- 1) 新型肺炎期間の商標出願や費用納付について、なるべくオンラインシステムの利用を最優先にする方針である。
- 2) 異議、不服審判、無効審判などは紙面提出が可能。また、紙面で提出する場合、なるべく郵便を最優先にする。
- 3) 前記のCNIPAによる350公告の商標部分について下記のように説明した。

- 期限一時中止に適用できる商標手続き：

補正；審査意見書への応答；費用納付；同日出願への使用証拠提出と協議の応答；不使用取消審判への使用証拠提出；異議、拒絶査定不服審判；登録不可への不服審判；無効審判への不服審判；取消不服審判に関する申請、応答、証拠補充；無効審判請求に関する応答、証拠補充など。

- 期日の限定：

「権利行使に障害が生じた日」とは、当事者が新型肺炎感染によって入院、隔離さ



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

れた日、或いは所在地域の肺炎対応政策によって正常に商標関連手続きが行えない日を指す。

「障害が取り除かれた日」とは、当事者が新型コロナウイルス感染による入院・隔離が終了した日、或いは所在地域での営業再開日や人員流通制限の完了日を指す。

上記期日が同時に存在する場合、当事者にもっとも有利な期日にすることとされる。

➤ 一時中止の主張について：

前記の商標関連手続きを提出する際に、期限一時中止の書面申請を同時に提出する。

➤ 一時中止の主張に関する証明資料について：

感染入院・隔離に関する証明資料、或いは人員流通制限に関する資料。ただし、当事者の所在地方政府から営業再開延期が公式公告された場合は、証明資料を提出しなくても良いとする。

同類案件が複数件ある場合、証明資料を一部のみで提出してよいとする。

➤ 商標更新手続きについて：

新型コロナウイルスの影響によって、商標更新手続きが更新の猶予期間にも行えない場合は、権利行使の障害が取り除かれた日より 2 ヶ月以内に再度に更新手続きを提出することができる。

リソース：

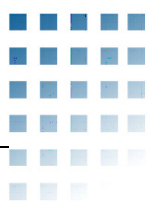
1) 350 号公告原文 <http://www.cnipa.gov.cn/zfgg/1145684.htm>

2) 「350 号公告に関する Q&A」 <http://www.cnipa.gov.cn/zcfg/zcjd/1145775.htm>

3) 商標局関連：

[http://sbj.cnipa.gov.cn/gzdt/202002/t20200203\\_310975.html](http://sbj.cnipa.gov.cn/gzdt/202002/t20200203_310975.html)

[http://sbj.cnipa.gov.cn/gzdt/202002/t20200206\\_311115.html](http://sbj.cnipa.gov.cn/gzdt/202002/t20200206_311115.html)



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-2

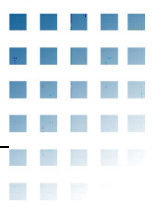
### CNIPA からの特許証の電子化と電子印鑑について (349 号公告)

#### 公告の主要内容：

- 一、登録公告日が 2020 年 3 月 3 日（当日を含む）以降の特許電子出願に対して、国家知識産権局から電子版の特許証を発行し、紙面の特許証を発行しないことになる。出願人は紙面の特許証が必要である場合、国家知識産権局の特許電子出願サイトにて申請を出して入手することができる。（<http://cponline.cnipa.gov.cn>）
- 二、2020 年 2 月 17 日から、特許出願の受理段階で発行された通知書にある公印名称は、「国家知識産権局専利出願受理章」から「国家知識産権局専利審査業務章」に変わることになる。
- 三、2020 年 2 月 17 日から、国家知識産権局の専利局および一部の関連部門は、特許電子出願通知書／決定書の紙面謄本を発行しないことになる。既に発行された公印の付いていない電子通知書／決定書については、必要に応じて特許電子出願サイトで電子公印付きのものをダウンロードすることができる。
- 四、電子公印付きの電子特許証、通知書、決定書などの電子ファイルについて、特許電子出願サイトで照会することができる。

#### リソース：

- 1) 公告原文 <http://www.cnipa.gov.cn/zfgg/1145769.htm>



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-3

### ブリーフニュース

#### 1. ハーグ協定への加入に向け、中国国内での関連法的手続きが進行中

2020年1月22日の外交部定例記者会見で、報道官の耿爽氏は、中国政府は目前にハーグ協定への加入に向け、積極的に推進しており、関連部門が既に関連法的手続きを始めたこと発表した。

また、耿爽氏は、中国の研究開発の投入、特許出願件数、有効特許の保有件数がすべて世界前位になっており、中国全体のイノベーション・インデックスとビジネス環境もますます改善されつつあると説明した。

最後に、耿爽氏は、「中国は、今後も引き続き長期にわたって、知的財産権に関する創造、運用、保護、管理およびサービスの能力向上を目指して努力していく」と明示した。

ニュースソース：外交部 1月22日定例記者会見

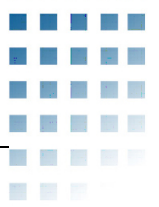
[https://www.fmprc.gov.cn/web/wjdt\\_674879/fyrbt\\_674889/t1735079.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/web/wjdt_674879/fyrbt_674889/t1735079.shtml)

#### 2. 知財強国戦略要綱制定の専門家意見委員会が第三回全体会合を開催

2020年1月17日、国務院に所属する「知的財産権戦略実施に関する部門間共同会議の事務室」が北京で知財強国戦略要綱の制定に関して、専門家委員会の第三回全体会合を開いた。国家知識産権局の申長雨局長が会議を司った。

会議上、申長雨局長は、事務室と各作業グループが専門家委員会の意見とアドバイスを切実にヒアリングし、知財強国戦略要綱制定の作業を確実に促進していくと訴えている。また、国家知識産権局の賀化副局長は、作業の進捗状況と要綱の主要内容について報告した。

ニュースソース：国家知識産権局 <http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1145643.htm>



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

### 3. 「視聴覚的実演に関する北京条約」が本年4月に発効する見込み

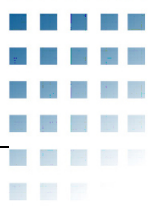
北京時間1月28日、インドネシアが「視聴覚的実演に関する北京条約」(BTAP)第30国として加入し、同条約を批准した。この条約の規定により、締約国となる資格を有する国のうち、30ヶ国が批准書又は加入書を寄託した後3ヶ月で発効するので、2020年4月28日に発効することになった。

「視聴覚的実演に関する北京条約」は、視聴覚的実演に関し、人格権並びに複製権及び譲渡権等の財産的権利を実演家に付与するとともに、これらの権利の行使に関する法的な保護及び救済等について定めたものである。

「視聴覚的実演に関する北京条約」は2012年6月26日、北京で開催された「視聴覚実演の保護に関する外交会議」で採択された。中国は2014年4月24日に開催された全人代第8回会議で同条約を承認、批准した。日本は2014年6月10日に条約の加入書を世界知的所有権機関(WIPO)事務局長に寄託した。

ニュースソース：国家知識産権局 <http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1145700.htm>





# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-4

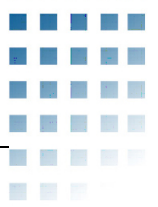
### 路浩ニュース

時下、新型肺炎がまだ猛威を振っており、特に伝染拡大の最中心の武漢は、中国全国から世界各国までの支援物資が最優先に集中しているところです。社会で育てられた北京路浩は、社会への恩返しと言うなら今だという意識と責任感をもって、最前線で新型肺炎と戦っている武漢各地の病院に支援活動を行いました。

1月29日に、武漢同済病院に牛乳200箱、インスタント食品数十箱を寄付しました；



写真：北京路浩



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

2月7日に、武漢大学中南病院に牛乳200箱を寄付しました；  
武漢児童病院に牛乳300箱を寄付しました；  
北京市昌平区政府に防護マスク1000個を寄付しました。



写真：北京路浩

これまでは、国内外のクライアントのご愛顧および知財界同人の皆様のご指導のおかげで、北京路浩知識産権グループは一步一步に前向きに進めて成長してまいりました。今後とも、微力ながらも企業としての社会的責任を引き続き担おうと致します。